

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職  
の設置に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 水道センターに係る業務の調整を行うため、経営管理部に広域調整課を設置します。
- 2 新たな組織の設置に伴い、経営管理部の分掌事務を変更します。
- 3 水道センターに所長補佐を置くことができるようにし、その職務権限を定めます。
- 4 新たな組織の設置に伴い、経営戦略担当部長の職務権限を変更します。
- 5 この規程は、令和3年4月1日から施行します。